

第3次 新座市子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

骨子案

令和6年10月

I 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

○本市では、令和2年度を初年度とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援に関する施策を推進してきました。第2次計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、こども・子育てを取り巻く環境の変化や第2次計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

○子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けられ、これらを一体的に策定します。

○児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待防止のための施策及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえた施策を包含します。

○本市市政の最上位計画である「第5次新座市総合計画」や国・県のこども・子育て支援施策の方向性を踏まえるとともに、本市における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

○令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 計画策定の背景

(1) 各種法令・制度の動向

① こども基本法の制定

○こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢は発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢は発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

② 子ども・子育て支援制度の改正

○「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。

○主な改正点は右のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育での推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国保免除措置
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども基金」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

③ 次世代育成支援対策

○次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

④ 児童虐待防止

○令和4年6月に児童福祉法が改正されました。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・全ての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

⑤ 障がい児支援施策

○日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

⑥ こどもの貧困対策

○令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。

⑦ 地域共生社会の実現

○令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月よりが施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ・包括的相談支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域づくり事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

⑧ 雇用・就労関連

○令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

(2) 県・市のこども・子育て支援の方向

① 埼玉県子ども・子育て支援事業計画

○埼玉県では、都道府県子ども・子育て支援事業計画等に位置付けられる計画として、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「埼玉県子育て応援行動計画」を策定しています。

○計画では「『すべての子供の最善の利益』を目指し、『子育て』『親育ち』の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生き育てることに希望を持てる社会づくり」を基本理念に掲げ、「子供を安心して生き育てられる環境を整備する」、「地域全体で子供と子育て家庭を応援する」、「すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す」の3つの方向性に基づいて施策を展開しています。

② 第5次新座市総合計画

○令和5年度から令和14年度を計画期間とする「第5次新座市総合計画」では、将来都市像を「未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座」とし、「みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち」「生きる力と生きがいを育むまち」など5つの基本政策を掲げています。

基本方向の先に見据える 将来都市像

未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座

東京都心から近く、都市の利便性を有しながらも、市内を歩けば身近に自然を感じ、憩いの空間も併せ持つまち、新座市。この恵まれた環境での暮らしの中では、子育てのしやすさ、学習環境の快適さ、地域の絆が育む安心やにぎわいなど、新座市ならではの豊かな魅力によって、住んでよかったと思うことができる「プラス」が生まれています。人口減少・少子高齢化という全国的な問題が進行する中でも、新座市は、今ある魅力を更に磨いて未来につなぎ、これからもずっと「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指します。

将来都市像の実現に向けた 基本政策

基本政策① [福祉健康] みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち

基本政策③ [都市整備] やすらぎと利便性が共存するまち

基本政策⑤ [安全安心] 安全・安心を実感できるまち

基本政策② [教育文化] 生きる力と生きがいを育むまち

基本政策④ [市民生活] にぎわいと環境が調和するまち

基本構想の推進のために

3 新座市のこども・子育て環境の状況

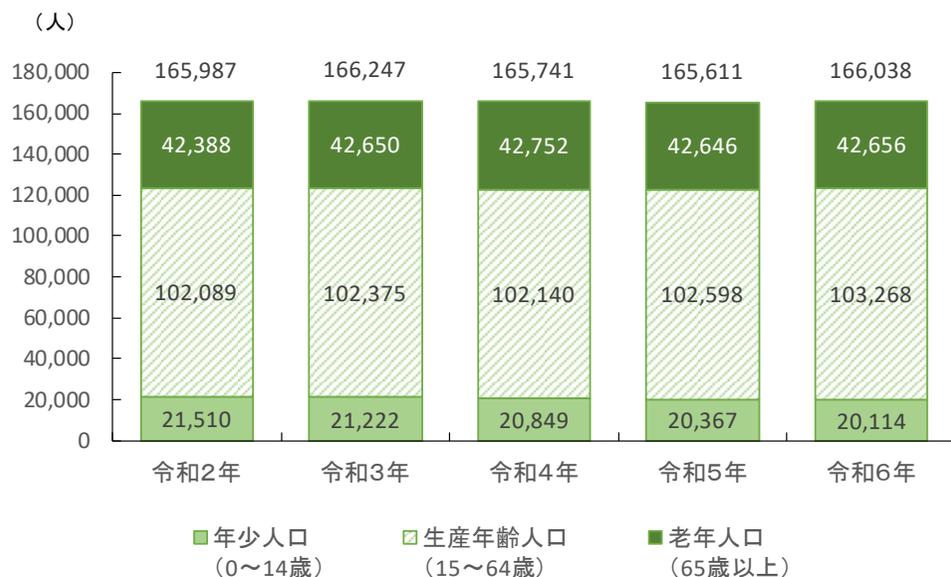
(1) 人口・世帯

① 人口の推移

○本市の総人口は、令和2年以降、概ね横ばいで推移していますが、14歳以下の年少人口は減少し続けています。

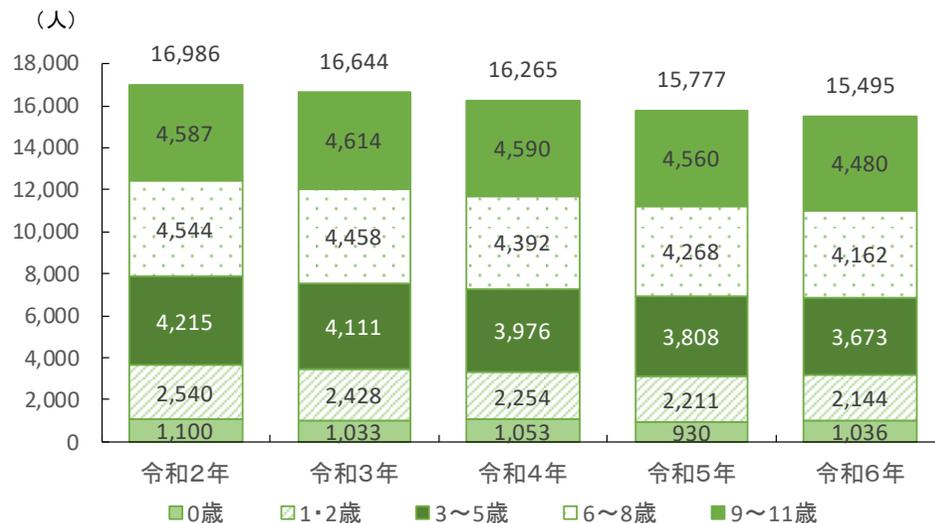
○11歳以下のこどもの人口の推移をみると、令和2年の16,986人から令和6年には15,495人と4年間で1,491人（8.8%）減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

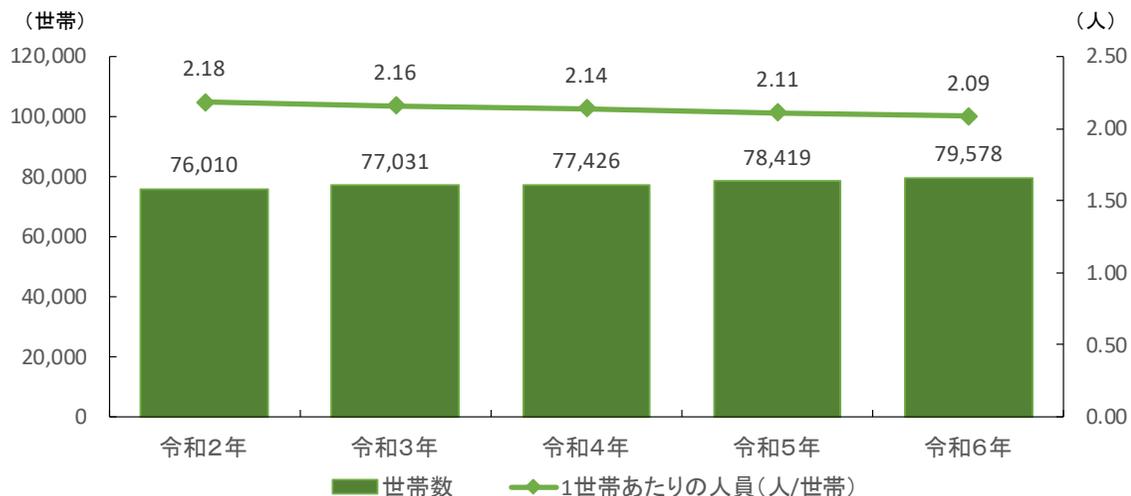
■こどもの人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

② 世帯構成の変化

■総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■世帯構成の推移及び県・全国との比較

	新座市				埼玉県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	64,375	—	73,634	—	—	—
単独世帯	18,459	28.7%	26,654	36.2%	34.0%	38.0%
核家族世帯	41,304	64.2%	43,421	59.0%	58.6%	54.1%
6歳未満の子どもがいる世帯	6,641	10.3%	5,870	8.0%	7.8%	7.6%
うち核家族世帯	6,054	91.2%	5,578	95.0%	92.6%	89.3%
18歳未満の子どもがいる世帯	15,639	24.3%	14,991	20.4%	20.0%	19.3%
うち核家族世帯	13,858	88.6%	14,002	93.4%	90.2%	86.7%
母子世帯	768	1.2%	780	1.1%	1.0%	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	134	17.4%	141	18.1%	16.0%	17.0%
父子世帯	111	0.2%	131	0.2%	0.1%	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	10	9.0%	16	12.2%	7.6%	7.6%
3世代世帯	2,495	3.9%	1,631	2.2%	3.3%	4.2%

出典：国勢調査

○本市の総世帯数は年々増加しており、令和2年の76,010世帯から令和6年には79,578世帯と4年間で3,568世帯（4.7%）増加しています。

○1世帯あたり人員は年々減少し、令和6年には2.09人となっています。

○世帯構成の推移をみると、単独世帯が大きく増加し、核家族世帯も増加する一方、3世代世帯が減少しています。

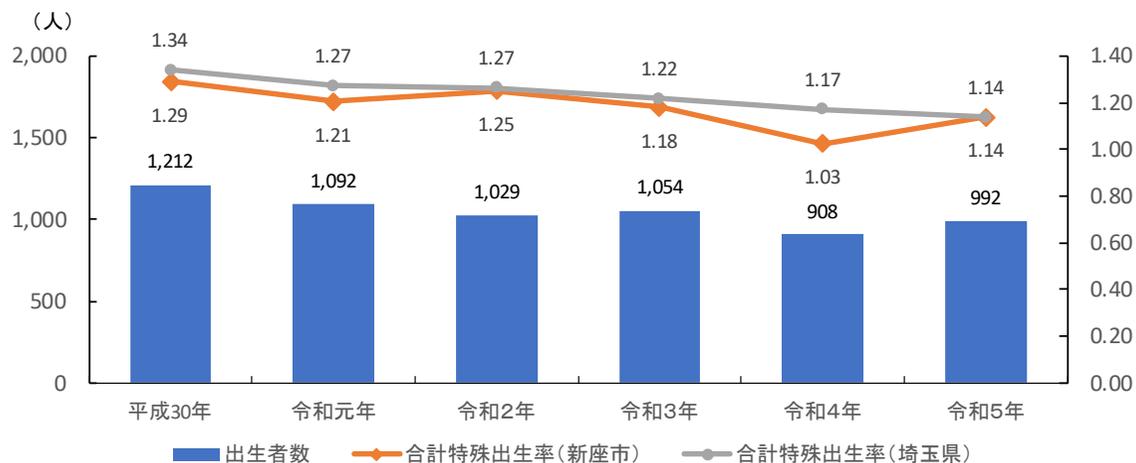
○少子化に伴い、こどもがいる世帯が減少しています。

○こどものいる世帯のうち、核家族世帯の割合が9割以上となっており、埼玉県や全国と比べても、その割合は高くなっています。

(2) 人口動態

① 出生の状況

■出生数・率の推移



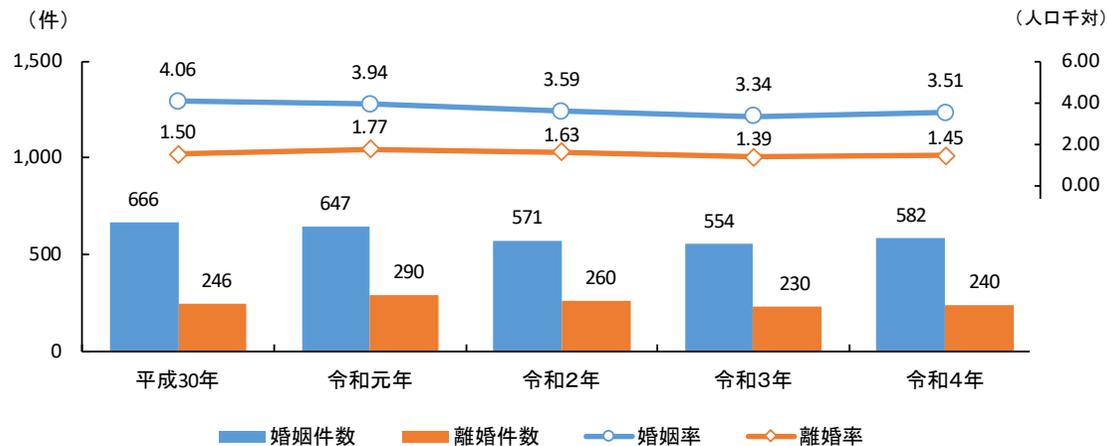
出典:埼玉県の人口動態概況、埼玉県の合計特殊出生率

○本市の出生数は減少傾向にあり、平成30年の1,212人から令和5年には992人と5年間で220人(18.2%)減少しています。

○合計特殊出生率も低下傾向にあり、平成30年の1.29から令和5年には1.14まで低下しています。県と比べて低い水準で推移していましたが、令和5年度は県と同程度とまで上昇しました。

② 婚姻・離婚の状況

■婚姻数・率及び離婚数・率の推移



出典:埼玉県の人口動態概況

○本市の婚姻数、離婚数はともに減少傾向にあります。

○婚姻率(人口千人あたり婚姻数)と離婚率(人口千人あたり離婚数)も減少傾向がみれます。

(3) 就労の状況

① 産業構造

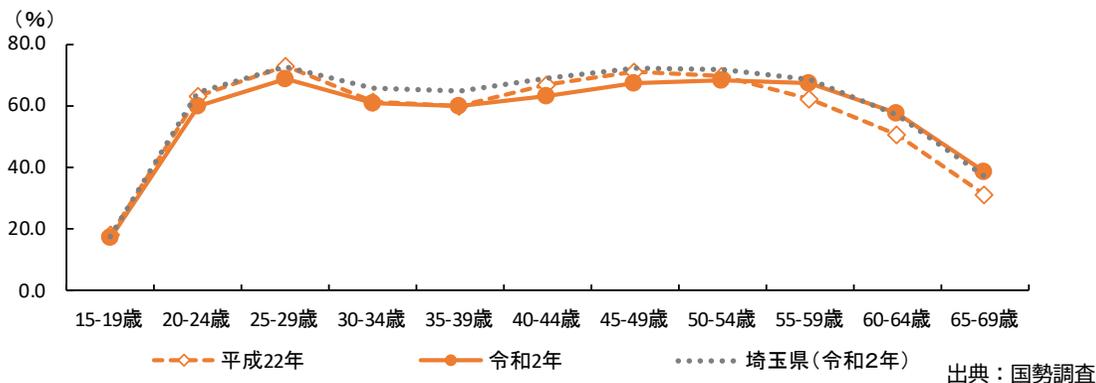
■産業別就業者数・割合の状況（令和2年）

	新座市		埼玉県		全国			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
第一次産業	425	1.0%	276	0.9%	1.6%	1.3%	3.8%	2.9%
第二次産業	11,274	27.5%	3,631	11.2%	29.0%	13.5%	30.7%	13.7%
第三次産業	27,903	68.0%	27,178	83.8%	66.2%	81.6%	62.6%	80.2%

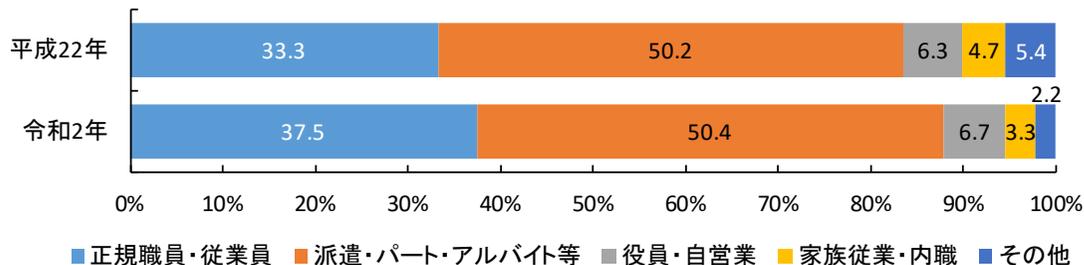
出典：国勢調査

② 女性の就労状況

■女性の年齢別労働力率の推移



■女性の従業上の地位の構成比の推移



○本市の産業別就業者数の割合をみると、男性の約7割、女性の8割強が第三次産業従事者となっています。

○埼玉県や全国と比べると、第三次産業従事者の割合がやや高く、第二次産業従事者の割合がやや低くなっています。

○ここ20年間の女性の年齢別労働力率をみると、30歳代ではほとんど変化がなく、20歳代及び40歳代では低下しています。

○埼玉県と比べると、30～50歳代で低くなっています。

○女性の従業上の地位の推移をみると、「正規職員・従業員」の割合が増加しています。

(4) アンケート調査の結果概要

① 子育ての負担感、孤立感

- 子育てをどのように感じているかについて、「負担やつらさもあるが、喜びやうれしさを感じることが多い」が6割半ばで最も高い。「喜びやうれしさもあるが、負担やつらさを感じるが多い」と「とても負担やつらさを感じている」を合わせると1割弱。
- 日頃の子育てで孤立感を感じるかどうかについて、「常を感じる」と「たまを感じる」を合わせると約3割。前回調査と比べると『感じる』人の割合が減少している。

② 子育てに関する負担や悩み

- 子育てにおける負担や悩みについて、「育児にかかる経済的負担が大きい」「自分の時間が持てない」「仕事が思うようにできない」「家事が思うようにできない」の割合が高い。
- 子育ての負担やつらさが大きい人や孤立感を感じている人では、そうでない人に比べて「こどもが自分のいうことを聞かない」「こどもが育っていく上での不安など、心理的な負担が大きい」「子育て仲間がいない」「ついついこどもを叱りすぎてしまう」「配偶者や家族の協力がいない」等の割合が高い。

③ 子育てに関する相談・情報

- 子育てする上での身近な相談先の有無について、就学前児童保護者の1割強、小学生保護者の1割半ばの人が「ない」と回答。子育てで孤立感を感じている人ほど「ない」の割合が高い。
- 子育てに関する相談で特に重視することは、「話しやすい雰囲気」「専門的な情報の充実」「職員の対応スキルの高さ」が上位。前回調査の結果と比べると「関係機関や専門機関等へのつなぎをしてくれる」の割合が増加。
- 子育てに関する情報の入手先について、「インターネット・SNS」「子育ての仲間・保護者仲間」「隣近所の人、知人、友人」「インターネット・SNS」の割合が高い。

④ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向

- 定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育園」が5割強、「幼稚園」が4割強、「認定こども園」が2割弱（複数回答）。前回調査と比べると「幼稚園」の割合が減少している。
- 利用したい場所は、市内各地区が1割から2割弱、市外は合わせて1割弱。
- こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験がある人のうち、約5割の人が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答。
- 私用や親の通院、不定期の就労等の目的での一時預かり等の利用意向について、「利用したい」が約6割で、前回と比べて増加している。

⑤ 放課後の居場所

- 放課後児童保育室を利用している人は2割弱、ココフレンドを利用している人は2割半ば。どちらも利用していない人は5割半ば。
- 放課後児童保育室を選択した人の理由は、「長期休暇中に対応できる」「17時以降に対応できる」、ココフレンドを選択した人の理由は、「費用負担が軽い」「出欠の自由度が高い」の割合が高い。
- こどもの放課後の居場所に必要と思うことについて、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が最も高く、「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「自由遊び」も上位に来ている。

⑥ 子育て環境、子育て支援

- 子育て環境への満足度について、「広報紙や情報誌等による子育て情報の発信」や「母と子の健康を育む環境」の満足度が高く、「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「こどもの安全に配慮した住環境」の満足度が低い。
- 「母と子の健康を育む環境」「お住まいの地域の子育て支援への協力」などは、子育て環境への評価が高い人と低い人で満足度の差が大きい。
- 力を入れていくべき子育て支援について、「経済的な安定」「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」「こどもの教育環境の整備・充実」の割合が高い。

4 提供区域ごとの状況

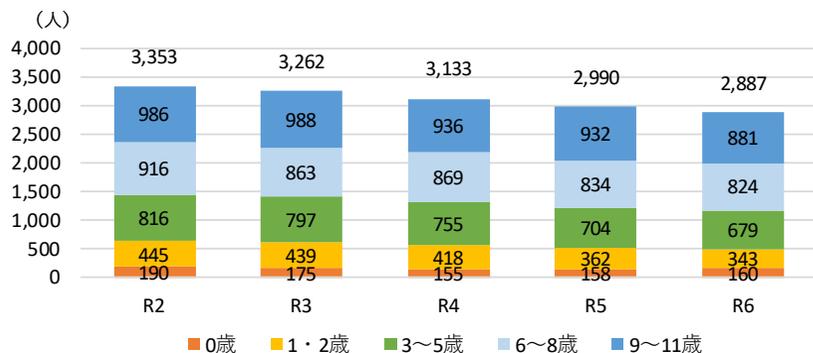
① 東部第一地区

■年齢3区分人口

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	31,946	100.0%	19.2%
0～14歳	3,891	12.2%	19.3%
15～64歳	19,401	60.7%	18.8%
65歳以上	8,654	27.1%	20.3%

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■こどもの人口



出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	43.0%
保育園	49.7%
認定こども園	5.1%
その他教育・保育事業	6.1%

出典:子育て支援ニーズ調査

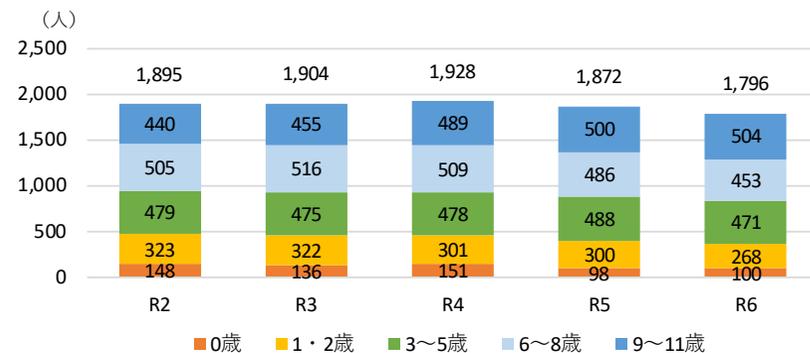
② 東部第二地区

■年齢3区分人口

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	16,682	100.0%	10.0%
0～14歳	2,235	13.4%	11.1%
15～64歳	10,153	60.9%	9.8%
65歳以上	4,294	25.7%	10.1%

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■こどもの人口



出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	32.1%
保育園	51.1%
認定こども園	3.8%
その他教育・保育事業	7.6%

出典:子育て支援ニーズ調査

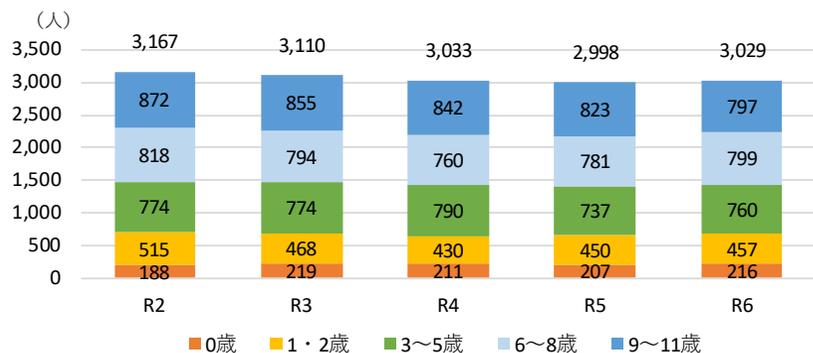
③ 西部地区

■年齢3区分人口

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	32,187	100.0%	19.4%
0～14歳	3,887	12.1%	19.3%
15～64歳	19,611	60.9%	19.0%
65歳以上	8,689	27.0%	20.4%

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■こどもの人口



出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	29.7%
保育園	55.7%
認定こども園	3.8%
その他教育・保育事業	7.6%

出典:子育て支援ニーズ調査

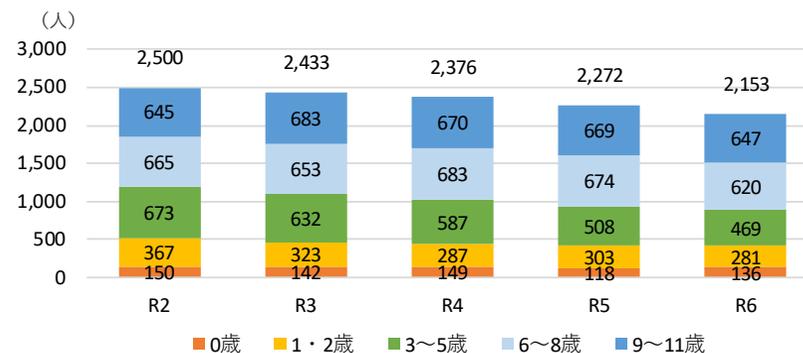
④ 南部地区

■年齢3区分人口

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	24,566	100.0%	14.8%
0～14歳	2,835	11.5%	14.1%
15～64歳	15,081	61.4%	14.6%
65歳以上	6,650	27.1%	15.6%

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■こどもの人口



出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	32.4%
保育園	51.4%
認定こども園	6.4%
その他教育・保育事業	8.1%

出典:子育て支援ニーズ調査

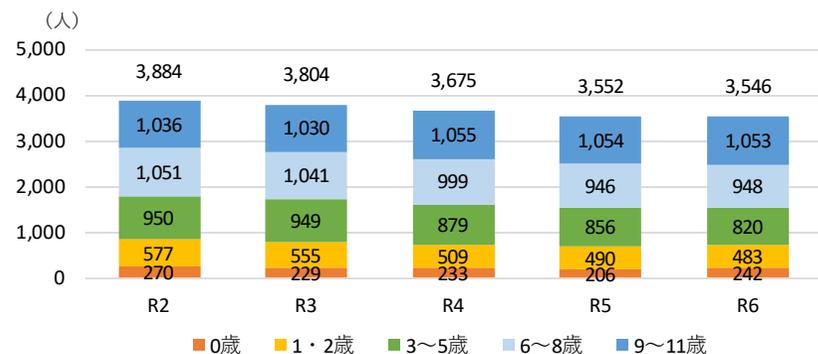
⑤ 北部第一地区

■年齢3区分人口

区分	実数	構成比	市全体に 対する割合
総人口	36,298	100.0%	21.9%
0～14歳	4,593	12.7%	22.8%
15～64歳	23,815	65.6%	23.1%
65歳以上	7,890	21.7%	18.5%

出典:住民基本台帳（各年4月1日）

■こどもの人口



■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	33.5%
保育園	51.9%
認定こども園	1.6%
その他教育・保育事業	9.2%

出典:子育て支援ニーズ調査

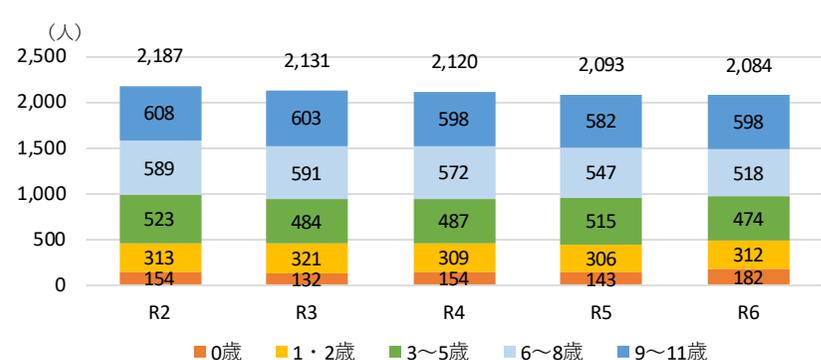
⑥ 北部第二地区

■年齢3区分人口

区分	実数	構成比	市全体に 対する割合
総人口	24,359	100.0%	14.7%
0～14歳	2,673	11.0%	13.3%
15～64歳	15,207	62.4%	14.7%
65歳以上	6,479	26.6%	15.2%

出典:住民基本台帳（各年4月1日）

■こどもの人口



■教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業	割合
幼稚園	31.0%
保育園	51.0%
認定こども園	12.4%
その他教育・保育事業	5.7%

出典:子育て支援ニーズ調査

5 第2次計画の評価

(1) 教育・保育事業

○教育・保育事業の量の見込みに対する実績は、以下のとおりです。

事業名	区分	R2	R3	R4	R5
1号認定・2号認定（幼稚園希望）	量の見込み	2,093	1,945	1,809	1,727
	入園者数①	2,096	2,092	1,913	1,768
	提供体制②	3,095	2,965	2,840	2,710
	過不足②-①	999	873	927	942
2号認定（保育利用）	量の見込み	1,725	1,720	1,717	1,760
	入所者数①	1,770	1,777	1,776	1,803
	待機児童数②	8	4	3	2
	提供体制③	1,866	1,894	1,939	1,920
	過不足③-（①+②）	88	113	160	115
3号認定（0歳）	量の見込み	267	264	261	258
	入所者数①	266	268	285	268
	待機児童数②	24	21	6	7
	提供体制③	299	302	304	295
	過不足③-（①+②）	9	13	13	20
3号認定（1・2歳）	量の見込み	1,284	1,314	1,329	1,317
	入所者数①	1,205	1,223	1,188	1,199
	待機児童数②	37	18	6	7
	提供体制③	1,250	1,260	1,272	1,263
	過不足③-（①+②）	8	19	78	57

※1号認定・2号認定（幼稚園希望）の入園者数は、各年5月1日現在

※2号認定（保育利用）及び3号認定の入所者数は、各年12月1日現在

※提供体制は、各年度末現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する実績は、以下のとおりです。

事業名	指標	単位	区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用者支援事業（基本・特定型）	実施数	箇所	量の見込み	3	4	4	4	4
			実績	3	3	3	4	4
利用者支援事業（母子保健型）	実施数	箇所	量の見込み	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1	1
時間外保育事業	利用者数	人/年	量の見込み	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
			実績	1,451	1,480	1,618	1,852	
放課後児童健全育成事業	登録者数	人	量の見込み	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
	1年生			474	463	481	475	457
	2年生			428	472	462	480	473
	3年生			388	366	403	394	409
	4年生			272	280	264	291	284
	5年生			10	10	10	10	10
	6年生			10	10	10	10	10
	登録者数	人	実績	1,707	1,590	1,621	1,610	1,644
	1年生			540	459	500	495	461
	2年生			450	503	438	453	493
	3年生			418	364	426	368	403
	4年生			296	262	253	289	280
	5年生			2	2	3	2	5
	6年生			1	0	1	3	2
子育て短期支援事業（ショートステイ）	利用者数	人/年	量の見込み	27	27	27	27	27
			実績	21	23	26	5	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	利用者数	人/年	量の見込み	300	300	300	300	300
			実績	267	325	502	640	

事業名	指標	単位	区分	R2	R3	R4	R5	R6
乳児家庭全戸訪問事業	利用者数	人	量の見込み	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
			実績	1,059	1,073	919	1,024	
養育支援訪問事業	訪問件数	人	量の見込み	2	2	2	2	2
			実績	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	人/年	量の見込み	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
			実績	25,853	32,105	36,978	56,005	
	施設数	箇所	量の見込み	10	11	13	15	17
			実績	9	9	11	11	11
一時預かり事業（幼稚園型）	利用者数	人/年	量の見込み	3,347	3,636	4,029	4,389	4,730
			実績	12,153	12,220	11,096	19,491	
一時預かり事業（一般型）	利用者数	人/年	量の見込み	12,113	11,610	11,268	11,427	10,793
			実績	6,226	5,883	4,942	5,156	
病児・病後児保育事業	延べ利用者数	人/年	量の見込み	73	73	73	73	73
			実績	15	31	39	53	
ファミリー・サポート・センター	利用者数	回	量の見込み	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
	就学前児童			3,308	3,241	3,238	3,274	3,338
	就学児童			4,083	4,515	5,055	5,294	5,703
	利用者数	回	実績	3,081	3,666	4,747	4,392	
	就学前児童			1,561	2,080	2,671	1,984	
	就学児童			1,520	1,586	2,076	2,408	
妊婦健康診査	利用者数	人	量の見込み	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
			実績	920	943	835	981	
	延べ利用者数	人/年	量の見込み	17,402	17,234	17,066	16,870	16,688
			実績	12,886	13,200	11,691	12,484	

(3) 施策・事業の実施状況

① 評価結果の概要

○第2次計画に掲載されている事業について、担当職員による自己評価をしたところ、進捗度では、157項目中「A」が30項目（19.1%）、「B」が117項目（74.5%）、「C」が2項目（1.3%）、「D」が4項目（3.2%）「E」が3項目（1.9%）でした。

○事業による施策への寄与度（成果）では、158項目中「◎」が53項目（33.5%）、「○」が100項目（63.3%）、「△」が5項目（3.2%）でした。

基本目標	進捗度						成果			
	A	B	C	D	E	計	◎	○	△	計
I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために	13	65	1	5	0	84	33	50	1	84
II すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために	7	26	1	0	3	37	9	24	4	37
III 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために	10	26	0	1	3	40	11	26	3	40
計	30	117	2	6	6	161	53	100	8	161

■評価基準

【進捗度】

A	計画どおりに進捗している（90%以上）
B	概ね計画どおりに進捗している（70～90%程度）
C	あまり計画どおりに進捗していない（40～70%程度）
D	計画どおりに進捗していない（40%以下）
E	未実施

【成果】

◎	施策の方向に対し、おおいに寄与している（成果がある）
○	施策の方向に対し、まあまあ寄与している（成果がある）
△	施策の方向に対し、あまり寄与していない（成果がない）

② 基本目標ごとの評価結果

基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策	進捗度						成果			
	A	B	C	D	E	計	◎	○	△	計
1 子どもの育ちを応援する事業	8	22	-	2	-	32	11	20	1	32
2 幼児教育・保育事業	-	14	1	-	-	15	15	-	-	15
3 児童虐待防止に向けた取組	3	5	-	1	-	9	-	9	-	9
4 障がい児施策の充実に向けた取組	1	19	-	-	-	20	6	14	-	20
5 生活困難世帯に対する支援の推進	1	5	-	2	-	8	1	7	-	8
計	13	65	1	5	0	84	33	50	1	84

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

施策	進捗度						成果			
	A	B	C	D	E	計	◎	○	△	計
1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	5	17	1	-	2	25	7	15	3	25
2 子育てしやすい環境の整備	2	9	-	-	1	12	2	9	1	12
計	7	26	1	0	3	37	9	24	4	37

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

施策	進捗度						成果			
	A	B	C	D	E	計	◎	○	△	計
1 地域における子育て支援のネットワークづくり	5	12	-	1	1	19	7	11	1	19
2 青少年を支援する取組	2	2	-	-	1	5	2	2	1	5
3 安心して外出できる環境の整備	1	8	-	-	-	9	-	9	-	9
4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進	2	4	-	-	1	7	2	4	1	7
計	10	26	0	1	3	40	11	26	3	40

6 第3次計画に向けた考え方

(1) 子育てにかかる負担感や不安の軽減

【現状・背景】

- 子育てに負担やつらさを感じている人は1割弱、孤立感を感じている人は約3割。
- 負担が大きい人、孤立感を感じている人は、周囲の理解・協力が得られないことや育児への不安などが大きい。



【第3次計画の方向性】

- 「こども家庭センター」「地域子育て相談機関」の設置など、育児に対する悩みや不安の早期把握ときめ細かな支援体制の強化
- 子育ての孤立化の防止に向けた取組の推進

(2) すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化

【現状・背景】

- 「こども誰でも通園制度」「妊婦等包括相談支援事業」の創設、「産後ケア事業」の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ、医療的ケア児支援法の成立。
- 本市の子育て環境への評価が低い人では、「母と子の絆子を育む環境」への満足度が低い。



【第3次計画の方向性】

- 「こども誰でも通園制度」の提供体制の確保
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実
- 障がい児・医療的ケア児への支援の充実

(3) ニーズに対応した教育・保育事業の提供体制の確保

【現状・背景】

- 正規職員・従業員割合の上昇。
- 保育士不足を理由とする受入制限等による待機児童の発生。
- 保育士不足による休日保育の未実施。



【第3次計画の方向性】

- 保育士の養成・確保に向けた取組の推進と働きやすい環境の整備促進

(4) 地域ぐるみによる子育て支援の推進

【現状・背景】

- 子育て家庭の核家族化、近隣関係の希薄化
- コロナ禍における地域活動の停滞。
- 本市の子育て環境への評価が低い人では、「居住地域の子育て支援への協力」への満足度が低い。
- 放課後の居場所に必要なこととして「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」の割合が高い。



【第3次計画の方向性】

- 地域ぐるみでこどもを育む意識の醸成
- ファミリー・サポート・センターの利用促進と提供会員の確保
- 地域による居場所づくりや多様な体験・交流活動の活性化支援

(5) こどもの権利擁護と意見の尊重

【現状・背景】

- こども基本法の制定とこどもまんなか社会の推進
- 児童虐待防止に向けた事業（子育て世帯訪問支援事業等）の創設



【第3次計画の方向性】

- こどもの人権の尊重とこども政策におけるこどもの意見の反映の仕組みづくり
- 児童虐待防止対策のさらなる強化

(6) 子育てしやすい環境の整備

【現状・背景】

- 「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「こどもの安全に配慮した住環境」で満足度が低い。
- 地域活動の担い手の高齢化。



【第3次計画の方向性】

- 公園整備の推進
- 職域に対する多様な働き方ができる環境整備促進に向けたアプローチの推進
- 地域における防犯活動の活性化支援

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 にいざ

※現行計画を踏襲

(2) 基本目標

基本目標1 すべてのこどもが健やかに 幸せに育つことを応援するために

基本目標2 すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長することを応援するために

基本目標3 地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

※現行計画を踏襲

3 施策の体系

基本理念	基本目標		基本施策	
こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 にいざ	I	すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために	1	<u>こどもの権利の尊重</u>
			2	<u>こどもの心身の健康づくりの推進</u>
			3	幼児教育・保育の充実
			4	きめ細かな学校教育の充実
			5	<u>こどもの居場所づくりの推進</u>
			6	児童虐待防止対策の強化
			7	発達支援・障がい児施策の充実
			8	<u>こどもの貧困対策の推進</u>
	II	すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために	1	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援
			2	多様な保育サービス・子育て支援の充実
			3	子育て相談・家庭教育支援の充実
			4	<u>ひとり親支援の充実</u>
			5	子育てしやすい環境の整備
	III	地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために	1	地域における子育て支援のネットワークづくり
			2	多様な体験・交流活動の促進
			3	安心して外出できる環境の整備
			4	こどもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

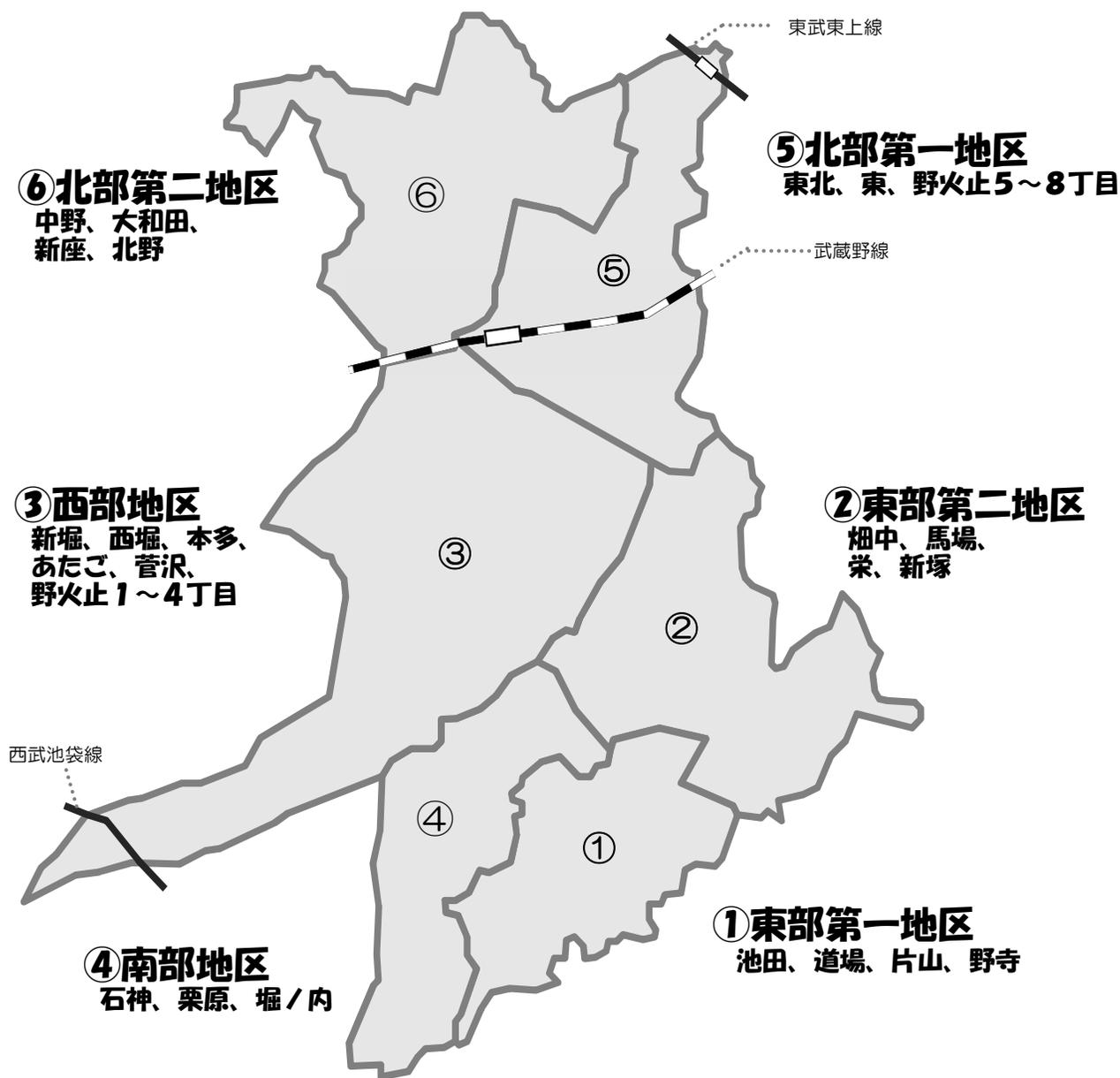
※基本施策の下線部分は、第2次計画から変更した箇所を示しています。

4 検討していく取組・事業

取組・事業	概要	課題・検討の方向性
こども誰でも通園制度の実施 (乳児等通園支援事業)	保護者の就労要件などを問わず6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行う「こども誰でも通園制度」を実施する。	利用ニーズの把握に努めつつ、保育所における受入体制の確保を図る。
こども家庭センターの設置・運営	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置する。	設置時期、体制等について検討する。
地域子ども・子育て支援事業の拡充	新たに創設された事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の実施について検討する。	子育て世帯訪問支援事業は、対象者の把握方法等について検討する。その他の事業は、実施体制の確保等について検討する。
妊娠・出産時の支援の充実	新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業や新たに創設された妊婦等包括相談支援事業、妊婦のための支援給付など、妊娠期から切れ目のない支援に向けた事業の実施について検討する。	実施体制、実施時期等について検討する。
こどもの居場所づくり	こども食堂や学習支援、プレーパークなど、こどもが地域の中で安心して自分らしく過ごすことができ、様々な人との交流等ができる、家庭でも学校でもない第三の居場所づくりや遊び場の充実等について、計画に位置付ける。	現行事業の実施状況や方向性を整理し、計画への記載を行う。
重層的支援体制整備事業の実施	子育て家庭を含め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施する。	移行準備事業を実施するとともに、移行準備事業の実施状況を踏まえ、実施に向けた取組を推進する。

Ⅲ 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

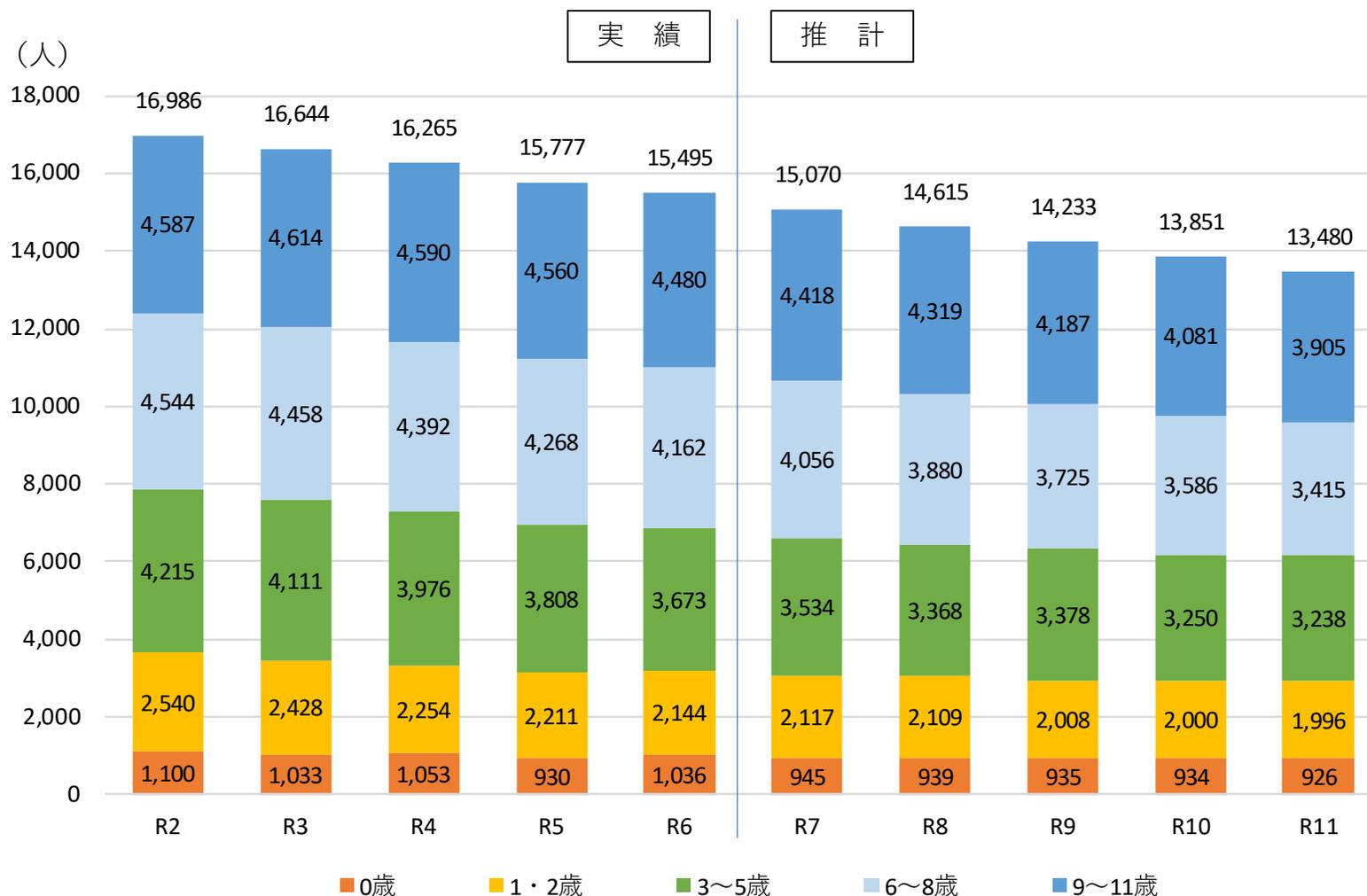


○子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

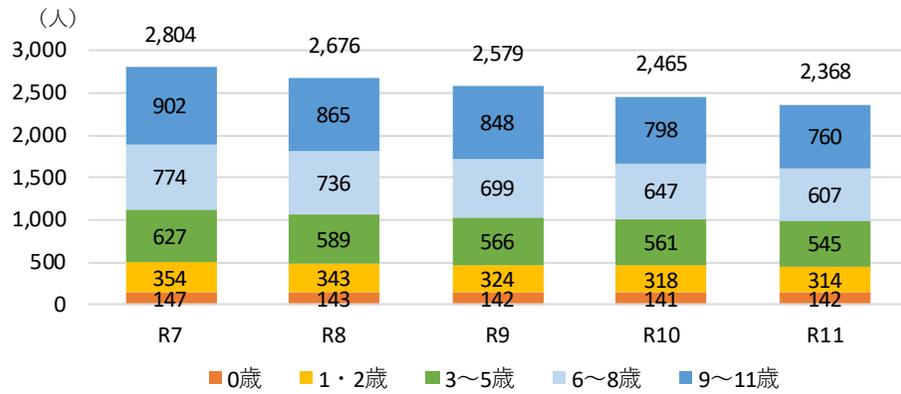
○本計画では、第2次計画と同様、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域（1区域）として、目標事業量及び提供体制を設定します。

2 こどもの人口推計

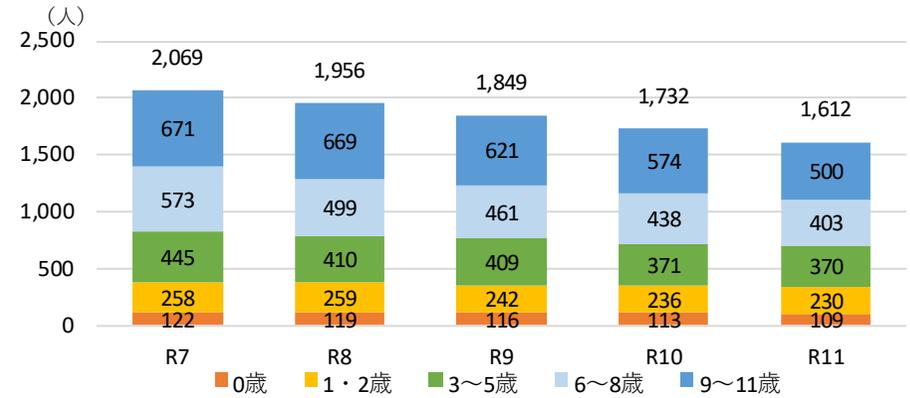
○計画期間におけるこども（0～11歳）の人口を令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。



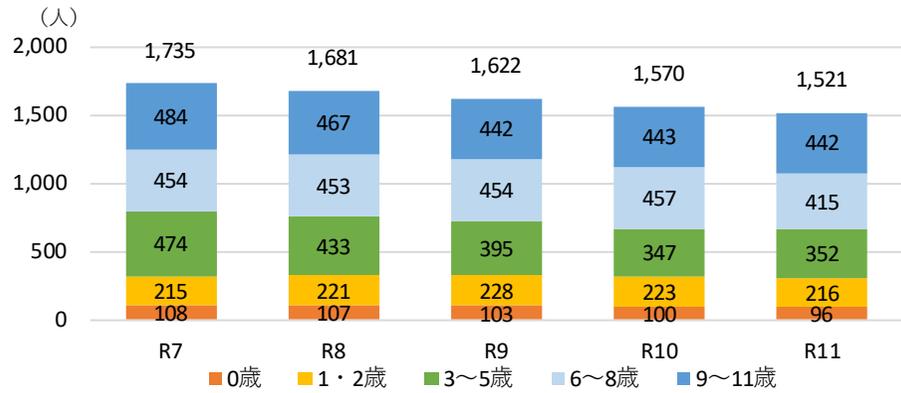
■ 東部第一地区



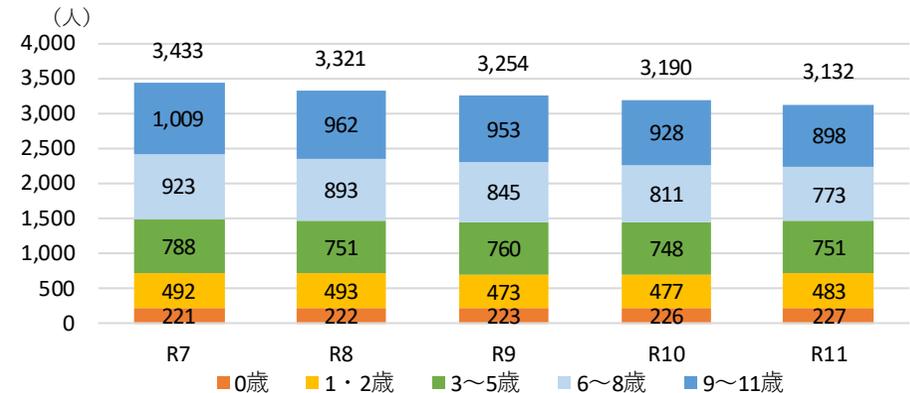
■ 南部地区



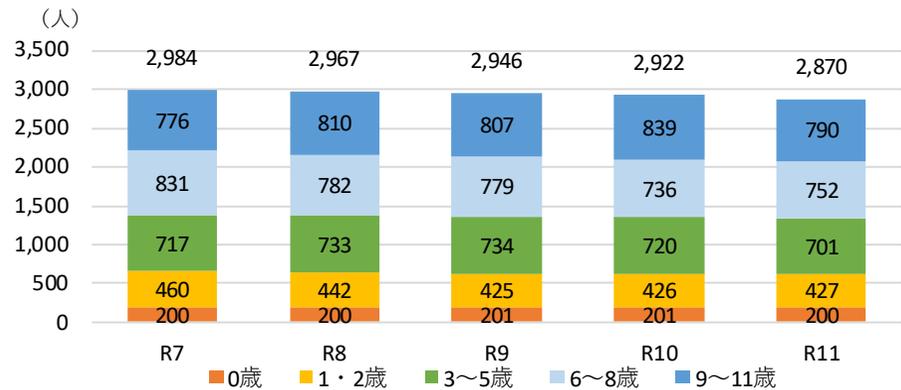
■ 東部第二地区



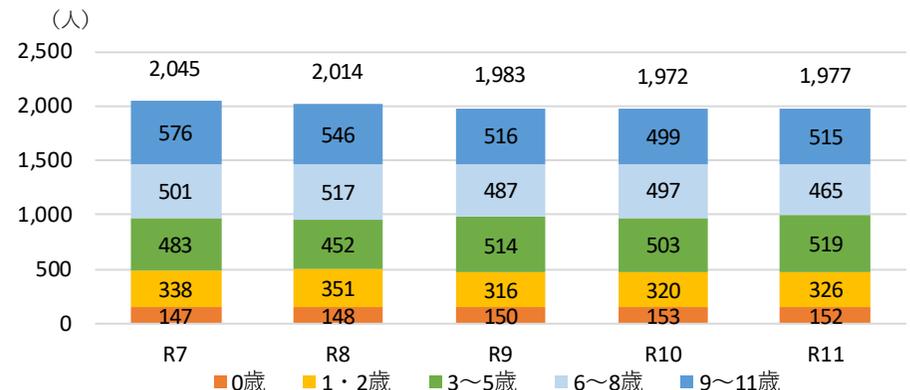
■ 北部第一地区



■ 西部地区



■ 北部第二地区



3 量の見込みの考え方

■基本的な考え方

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数（対象者数）} \times \text{利用率}$$

■利用率の設定

計画期間における利用率は、過去の利用率の推移から設定します。

事業ごとの対象者及び利用率設定の考え方は以下のとおりです。

[教育・保育事業]

事業名	対象者	利用率の考え方
1号認定・2号認定（幼稚園希望）	3～5歳	利用率：幼稚園利用者の割合 計画期間：R1～R6の実績を基にトレンド推計
2号認定（保育所利用）	3～5歳	利用率：保育所利用者＋待機児童数の割合 計画期間：R1～R5の実績を基にトレンド推計
3号認定（0歳）	0歳	利用率：保育所利用者＋待機児童数の割合 計画期間：R1～R5の実績を基にトレンド推計
3号認定（1・2歳）	1・2歳	利用率：保育所利用者＋待機児童数の割合 計画期間：R1～R5の実績を基にトレンド推計

【教育・保育提供区域ごとの量の見込みの考え方】

市全体の推計値を、提供区域ごとの児童数の構成比及び教育・保育事業の利用構成比を勘案し、按分して算出します。

$$\text{各区域の量の見込み} = \text{市全体の量の見込み} \times \text{対象児童数の構成比} \times (\text{対象児童数の構成比} / \text{教育・保育事業の利用構成比})$$

(参考) 認定区分ごとの利用率の推移

